

政策評価委員会設置要綱

1. 目的

平成 14 年 4 月より「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、環境省においても「政策評価基本計画」及び「実施計画」を定め、政策評価を実施することとしている。

環境政策は、専門的な内容を多く含むと同時に、その影響はしばしば広く国民生活全体に及ぶ。環境政策のこうした性格に鑑み、環境省においては、政策評価に多様な意見を反映するとともにその客観性及び厳格な実施を担保するため、評価の対象及び目的等特性に応じ、学識経験を有する第三者の知見の評価への適切な活用を図ることとする。

2. 委員会

- (1) 委員会は、学識経験者から、環境省大臣官房総合環境政策統括官が委嘱した委員をもって構成する。
- (2) 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- (3) 委員長は、委員会の議事運営にあたる。
- (4) 委員長に事故のあるときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 委員会において、特別な事項を検討する必要がある場合には、検討事項に関係のある者を委員長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができる。
- (6) 委員の任期は一年とする。
- (7) 委員は再任されることができる。

3. 部会

- (1) 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。
- (2) 部会に属すべき委員、臨時委員は委員長が指名する。
- (3) 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- (4) 部会長は、部会の議事運営に当たる。
- (5) 部会長に事故あるときには、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

4. 議事事項

環境省政策評価基本計画に基づき、政策評価委員会は次の事務を担う

- ① 事後評価に対する助言
- ② 政策評価手法の検討

5. 幹事、書記

委員会の円滑な運営を図るため、環境省大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室長が関係職員を幹事及び書記に任命する。

6. 委員の庶務は、環境省大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室において行う。
7. この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別途定める。
8. この要綱は平成 14 年 5 月 21 日より施行する。
9. この要綱は平成 14 年 11 月 13 日より施行する。
10. この要綱は平成 29 年 7 月 14 日より施行する。
11. この要綱は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。